

みなさま、こんにちは

8月18日の研究会で会として守下実裁判官（大高氏不没去罪事件の一審判決を書いた裁判長）の裁判官弾劾訴追請求状を提出することを決めようと思いましたが、反対意見が多数で（といっても、そもそも参加者が3名）、意見をまとめることができませんでした。反対した人は、自分は名前を連ねたくないということだけなので、訴追請求は実施したいと思います。そのために、訴追請求の趣旨とその他の事務的な問題について明らかにします。

### 訴追請求の事由（理由）

裁判官弾劾制度は、裁判官が

- 一 職務上の義務に著しく違反し、又は職務を甚だしく怠つたとき。
- 二 その他職務の内外を問わず、裁判官としての威信を著しく失うべき非行があつたとき。

に弾劾裁判を行って裁判官を罷免することができる制度ですが、弾劾法15条で、だれでも（何人も）ある裁判官が罷免される理由があると考えられる場合には、訴追請求をすることができることになっております。訴追請求先は訴追委員会で、ほとんどの請求はここで撥ねられるのですが、仮に訴追委員会で請求を認めると弾劾裁判所が構成され、裁判が始まります。

今回の弾劾事由（理由）は、大高氏の不没去罪裁判の法廷で、必要もないのに警備法廷を法の定める範囲を超えて行い、被告側が改善を求めていたのに、拒絶し、被告が参加できる法廷の環境を整える努力を怠り、被告側の訴訟行為がまったく行えない状況を知りながら、是正せず判決にまで至ったことが、職務上の義務に著しく違反していると考えられるということです。細かい内容についてはいろいろ意見があると思いますが、この骨子は変えられません。これを変えると、まったく別の話になります。

### 請求主体

何人でも、訴追理由があると考えられる場合には、訴追請求できるのですが、請求主体を誰にするかは決めなければなりません。まず、裁判正常化道志会という会で請求することはできません。会は法人でないばかりか準法人としての条件（正規の意思決定方法や会員非会員の区別など）をも備えていませんし、裁判官弾劾法で規定する請求権者は自然人に限られると解釈されているようです（日本国籍者に限るという学説も有力なようです）。したがって、称号のような形式で会の名前を使用するのはかまわないし、そうしたいという希望もありますが、あくまでも請求する人の名前を書かなければなりません。巫が名前を連ねることは一向に構わないのですが、巫は外国人なので、巫一人で請求を行うことは法的に問題があるかどうかを検討しなければなりません。そこで、7月15日の研究会で連名の請求状を出すことにしましたが、すでに2名が「自分は名前を連ねない」と意思表示しております。大高さんとは電話で確認して、自分は請求者になることに異存なしとい

うことですので、最低で巫と大高さんの 2 名の連名で請求することができ、一応この問題は解決しておりますが、会員やその他の関心のある人たちで、訴追請求の趣旨に賛同してくれる人がいたら、参加してくれることを希望します。

### 提出時期

裁判官弾劾は、訴追の理由となる事実の発生から三年経過すると、請求できなくなるときめられており、守下実裁判官の判決言い渡しは 2018 年 10 月 23 日なので、3 年経過は 2021 年 10 月 22 日と解釈できるのではないかと思います。そんなに延ばさずに、遅くとも数ヶ月以内に書面を整えて、請求状を提出（郵送でよい）したいと思います。

### 訴追請求状

訴追請求状は、前述の趣旨にのっとり、巫が草案を書きましたが、無内容だという批判もありましたので、改良するべきもの、追加すること、あるいは全面的な書き換えを含めて、最終稿を完成したいと思いますので、皆様ご協力ください。

### その他

訴追請求自体への反対も含め、皆様のご意見をいろいろと送ってください。それらをなるべく多く取り入れて、訴追請求提出に盛り込みたいと思います。

以上  
巫召鴻  
2019/08/21